

八幡市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月20日

八幡市監査委員 大高友紀

八幡市監査委員 清水章好

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を、八幡市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

建設産業部

第3 監査の着眼点

令和4年度執行分の財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

第4 監査の主な実施内容

事前に提出を求めた監査資料等に基づき、その執行が適正かつ効率的に行われているかどうか重点をおいて試査した。

また、所属長及び担当職員に、事務事業の概要及びその執行状況の説明を求め、さらに質問を加え、関係書類を審査して監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

監査委員事務局の事務室等において予備調査を実施するとともに、令和5年7月11日、19日に監査委員室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[農業振興課]

ながれ橋水辺プラザ駐車場の借地料として年間約30万円の支出がある。四季彩館の駐車場が不足した場合に使用しているとのことであるが、費用対効果を考え、収支改善計画を立てて経営努力を進めていただきたい。

土地の賃貸借契約において、土地の付近見取図、公図、賃借部分の図面、登記簿などの書類の一部が欠落しているため、資料を整えられたい。

児童用机天板交換業務委託において、今の環境がどう悪いのか、どのように学習環境が整備されるのか効果や必要性の説明が不十分であると感じる。こどもの学習環境の改善が目的であれば、こども未来部で事業を行う検討も含め、整理されたい。

[道路河川課]

物品購入において、恣意的な分割発注を疑われることのないよう、関係法令等の手続を遵守し、発注先が同一業者に偏ることなく、経済性や公平性を確保した適正な予算の執行に努められたい。また、定期監査で回答のあった改善策については、確実に取り組まれたい。